

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部改正の概要

○変更点

(1) 原湯、原水等及び浴槽水の水質検査項目、検査方法及び基準値について

保健所から送付させていただいております「自主検査指示書」に従い、自主検査をしていただいていると思いますが、それらの項目、検査方法及び基準値の一部が変更となります。詳しくは下記の新旧対照表を御確認下さい。

(2) 浴槽水の消毒について

〈これまで〉

- ・浴槽水の残留塩素濃度を0.2mg/L以上に保つ方法

〈これから〉

- ・浴槽水の残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つ方法

今回の改正内容は令和2年10月1日から施行されます。

<新旧対照表（改正部分抜粋）>

改正前	改正後
<p>第6条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例別表第1第6項第1号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、当該基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合することを要しない。</p> <p>2 浴槽水に係る条例別表第1第6項第1号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、当該基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合することを要しない。</p> <p>（浴槽水の消毒方法）</p> <p>第11条 条例別表第1第6項第1号ケに規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。</p>	<p>第6条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例別表第1第6項第1号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、当該基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値並びに全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合することを要しない。</p> <p>2 浴槽水に係る条例別表第1第6項第1号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、当該基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度並びに全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合することを要しない。</p> <p>（浴槽水の消毒方法）</p> <p>第11条 条例別表第1第6項第1号ケに規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。</p>

(1) 浴槽水に塩素系薬剤を投入する方法。この場合において、浴槽水の遊離残留塩素濃度は、1リットル中0.2 ミリグラム（気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を使用する浴槽の浴槽水にあつては、1リットル中0.3 ミリグラム）以上に保つものとする。

(2) 浴槽水にモノクロラミンを投入する方法。この場合において、浴槽水のモノクロラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム以上に保つものとする。

別表第1（第8条関係）

（平25規則51・追加）

検査項目	検査方法	基準値
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
pH値	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	11中10mg以下であること。
大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン 乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ml中に検出されないこと。
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ml中10cfu未満であることをいう。）。

(1) 浴槽水に塩素系薬剤を投入する方法。この場合において、浴槽水の遊離残留塩素濃度は、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つものとする。

(2) 浴槽水にモノクロラミンを投入する方法。この場合において、浴槽水のモノクロラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム以上に保つものとする。

別表第1（第8条関係）

（平25規則51・追加）

検査項目	検査方法	基準値
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は11中3mg以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は11中10mg以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ml中10cfu未満であることをいう。）。

別表第2 (第8条関係)

(平25規則51・追加)

検査項目	検査方法	基準値
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1l 中 25mg 以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ml 中 1個以下であること。
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ml 中 10cfu 未満であることをいう。)

別表第2 (第8条関係)

(平25規則51・追加)

検査項目	検査方法	基準値
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は1l 中 8mg 以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は 1l 中 25mg 以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ml 中 1個以下であること。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ml 中 10cfu 未満であることをいう。)